

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二條(附則第二十条第一項に係る部分に限る。)、第二十七条、第二十九条(第一号に係る部分に限る。)、第三十条(第四号を除く。)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号を除く。))に係る部分に限る。)、第四十条及び第四十一条の規定 公布の日</p> <p>二・三(略)</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者(以下「旧特定電気事業者」という。)は、施行日に特定送配電事業(新電気事業法第二条第一項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。次条において同じ。)について新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、小売</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二條(附則第二十条第一項に係る部分に限る。)、第二十七条、第二十九条(第一号に係る部分に限る。)、第三十条(第四号を除く。)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号を除く。))に係る部分に限る。)及び第四十条の規定 公布の日</p> <p>二・三(略)</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者(以下「旧特定電気事業者」という。)は、施行日に特定送配電事業(新電気事業法第二条第一項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。次条において同じ。)について新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、小売</p>

供給（新電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。以下同じ。）を行うことについて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなし、旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二十七条の十三第三項から第六項まで及び第二十七条の十七第二項の規定は、適用しない。

2～5 （略）

（離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置）

第十一条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができるとができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者（新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第二十三条第四項並びに第四十一条第二項第三号イ及びロにおいて同じ。）により行われると見込まれる小

供給（新電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。附則第十一条第二項第一号及び第十六条第一項各号において同じ。）を行うことについて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなし、旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二十七条の十三第三項から第六項まで及び第二十七条の十七第二項の規定は、適用しない。

2～5 （略）

（離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置）

第十一条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができるとができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者（新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第二十三条第四項において同じ。）により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度のもの

売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二〇五 (略)

三〇六 (略)

(検討等)

第四十一条 政府は、電気事業を営む者の間の実質的に対等な条件の下での競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置について、その廃止に向けて速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第六項の定めるところにより電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織を新たな行政組織(第一号及び第二号において「新組織」という。)に移行させるに当たっては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

であること。

二〇五 (略)

三〇六 (略)

(検討)

第四十一条 政府は、中立性確保措置(電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第二項第二号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離(同条第二項に規定する法的分離をいう。)によって実施する場合には、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにしつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

- 一 新組織は、独立性及び高度の専門性を確保するため、独立行政委員会とするものとする。
- 二 新組織の所掌事務については、自由化される電気事業に係る市場の監視に関する事項を主たる事務とするものとし、電気事業への参入の促進を含め、これらの市場における電気事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害する要因を除去すること及び対等な競争条件を確保することを旨として行われるものとする。
- 三 前号の主たる事務には、次に掲げる事項についての検証及び改善に関する事務が含まれるものとする。

  - イ 新電気事業法第二条の十二第一項の規定による小売電気事業者の供給能力の確保に関する義務に係る制度の運用に関すること。
  - ロ 附則第十六条第一項の規定による特定小売供給に係る料金及びびみなし小売電気事業者が同項の義務を負わなくなった後の小売電気事業者の小売供給に係る料金の設定に関すること。
  - ハ 発電量調整供給（新電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給をいう。）に係る制度の運用に関すること。

- ニ 託送供給（新電気事業法第二条第一項第六号に規定する託

送供給をいう。)に係る料金の設定に関すること。

ホ 一般送配電事業者(新電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)がその業務の用に供する目的で行う電気の使用者に係る情報の提供の実施状況に関すること。

ヘ 卸電力取引市場(新電気事業法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。)に係る制度に関すること。

ト 電気事業の公益性に鑑みて必要となる電気事業を営む者に対する特例の公平かつ適切な適用に関すること。